

令和 8（2026）年度第 2 回みよし市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和 8（2026）年 8 月 1 9 日（水）

午前 1 0 時から正午まで

場所 市役所 1 階 1 0 1 会議室

1 会長挨拶

2 議題

- (1) 行政文書開示決定処分に関する審査請求（防災安全課）・・・・・・・・別添資料①
- (2) 行政文書開示決定処分に関する審査請求（総務課）・・・・・・・・別添資料②

3 その他

資料一覧

資料 1 行政文書開示決定処分に関する審査請求の経過等について

資料 2 関係法令

資料 3 参考

行政文書開示決定処分に関する 審査請求の経過等について

- 1 審査請求の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ 3
- 2 審査請求の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 ～ 2 9

- 1 審査請求の経過（非公開）
- 2 審査請求の提出書類（非公開）

関 係 法 令

- ・ みよし市情報公開条例・・・・・・・・・・ P 1 ～ 1 1
- ・ みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例
・・・・・・・・ P 1 2 ～ 1 8
- ・ 行政不服審査法・・・・・・・・・・ P 1 9 ～ 6 7
- ・ 行政不服審査法施行令・・・・・・・・・・ P 6 8 ～ 8 4

○みよし市情報公開条例

平成13年3月26日

条例第2号

注 令和5年3月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）

第3章 審査請求（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市の保有する情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加を一層促進し、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市立図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(解釈及び運用の基本)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。ただし、開示請求に係る行政文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして、実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したものに対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機

関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣、知事等の指示により、公にすることができないと認められる情報

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつ

て、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(令 5 条例 3 ・ 一部改正)

(部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をしたもの（第 6 条第 1 項ただし書の規定により開示請求書を提出しなか

ったものを除く。以下「開示請求者」という。) に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面に

より通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

第16条 前条の規定に基づき、行政文書の写しの交付を受けるものは、みよし市手数料条例（昭和39年三好町条例第10号）の定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第17条 実施機関は、次の各号に掲げる行政文書については、当該各号に定める方法による行政文書の開示を行わない。

- (1) 法令等の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書又は図画 閲覧
- (2) 法令等の規定に基づき、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる文書又は図画 写しの交付
- (3) 法令等の規定に基づき、第15条に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録 当該同一の方法

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、みよし市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する

同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（行政文書の管理）

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求をしようとするものに対する情報の提供等）

第22条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が管理する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（施行の状況の公表）

第23条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第24条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(関係法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政支出を行う法人等であつて、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）に対して、この条例の趣旨に沿って実施機関に準じた情報の公開をするよう協力要請することができる。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 出資法人等及び指定管理者は、情報の公開に関する苦情の処理について、実施機関に対し助言を求めることができる。

4 実施機関は、出資法人等及び指定管理者の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則又は規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(三好町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 三好町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三好町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

3 三好町証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三好町手数料条例の一部改正)

4 三好町手数料条例（昭和39年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年 9 月25日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の三好町情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている開示の請求は、改正後の三好町情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定による開示の請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 4 旧条例第22条第 1 項の規定により置かれた三好町情報公開審査会は、この条例の施行の日以降は、三好町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）の規定により置かれた三好町情報公開・個人情報保護審査会となるものとする。

附 則（平成19年 3 月26日条例第 2 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月28日条例第19号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日条例第 7 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年11月 5 日条例第39号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 開示決定等（みよし市情報公開条例第12条第 1 項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）又は開示請求（同条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の

例による。

附 則（平成29年9月22日条例第21号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第3号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成15年9月25日

条例第30号

注 令和5年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(令5条例3・一部改正)

(設置)

第2条 次に掲げる諮問に応じ、調査審議を行うため、みよし市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項の規定による審査請求に係る諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に係る諮問
- (3) みよし市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年みよし市条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条第1項の規定による審査請求に係る諮問又は第49条の規定による諮問
- (4) みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第3号。以下「法施行条例」という。）第10条第2項の規定による諮問
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項に係る市の機関の諮問

(令5条例3・全改)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 市の機関 法施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。
- (3) 諮問機関 情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、法第105条第3項において準用する同条第1項、法施行条例第10条第2項又は特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした市の機関

及び議会個人情報保護条例第44条第1項及び第49条の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

(4) 行政文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。

(5) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第19条第5号ア、第34条第1項若しくは第41条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（令5条例3・一部改正）

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会の調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その

提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（令5条例3・一部改正）

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第13条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（令5条例3・一部改正）

（諮問機関への意見等）

第14条 審査会は、第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる諮問に係る調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開又は個人情報保護に関する事項について、諮問機関に意見を述べることができる。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じて情報公開制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方又は議長の諮問に応じて個人情報保護制度の運営に関する事項若しくはこれらのあり方について調査審議し、実施機関又は議長に意見を述べることができる。

（令5条例3・一部改正）

（庶務）

第15条 審査会の庶務は情報公開担当課において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第17条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令7条例2・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(三好町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 三好町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和31年三好村条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三好町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

3 三好町証人等の実費弁償に関する条例(昭和37年三好町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年3月25日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第8号、第6条第2号、第7条、第12条第2項第5号及び第14条の改正規定、第15条の次に1条を加える改正規定、第18条第2号ウの改正規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成28年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 みよし市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年みよし市条例第6号)附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた不服申立てに係る諮問及びみよし市

個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年みよし市条例第7号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた不服申立てに係る諮問については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月22日条例第21号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第3号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 この条例の施行の日前に旧条例第15条の2又は第43条第1項の規定により前条の規定による改正前のみよし情報公開・個人情報保護審査会条例第2条に規定するみよし情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、前条の規定による改正後のみよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条に規定するみよし情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされたものとみなす。この場合において、旧審査会によりこの条例の施行の日前に行われた調査審議は、新審査会により行われたものとみなす。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 抄

令和7年3月26日

条例第2号

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期の

ものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月26日条例第2号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

○行政不服審査法

(平成二十六年六月十三日)

(法律第六十八号)

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

行政不服審査法をここに公布する。

行政不服審査法

行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人（第九条―第十七条）

第二節 審査請求の手續（第十八条―第二十七条）

第三節 審理手續（第二十八条―第四十二条）

第四節 行政不服審査会等への諮問（第四十三条）

第五節 裁決（第四十四条―第五十三条）

第三章 再調査の請求（第五十四条―第六十一条）

第四章 再審査請求（第六十二条―第六十六条）

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第一款 設置及び組織（第六十七条―第七十三条）

第二款 審査会の調査審議の手續（第七十四条―第七十九条）

第三款 雑則（第八十条）

第二節 地方公共団体に置かれる機関（第八十一条）

第六章 補則（第八十二条―第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的等）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手續の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の

適正な運営を確保することを目的とする。

- 2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（処分についての審査請求）

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（不作為についての審査請求）

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

（審査請求をすべき行政庁）

第四条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。）
当該主任の大臣
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第五条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処

分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該処分につき再調査の請求をした日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合
(再審査請求)

第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

(適用除外)

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官会議で決すべきものとされている処分

五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職

員の職務を行う者を含む。)がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令
(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その
職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局
長がする処分

八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達
成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓
練生又は研修生に対してされる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別
所において、収容の目的を達成するためにされる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 この法律に基づく処分(第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。)

2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これ
らの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作
為については、この法律の規定は、適用しない。

(平二九法四・令四法五二・一部改正)

(特別の不服申立ての制度)

第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為
につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けること
を妨げない。

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四
条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に
所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載さ
れている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)
を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁
等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が
審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は
第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前二号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第十三条第一項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査

請求をすることができる。

(総代)

第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によってすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(参加人)

第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとと

もに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員となるべき者の名簿）

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節 審査請求の手續

（審査請求期間）

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の提出）

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができ旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知った年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

(令三法三七・一部改正)

(処分庁等を経由する審査請求)

第二十一条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条におい

て同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

- 3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第二十二條 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。
- 3 第一項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第六十一条において準用する第二十条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。
- 4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。
- 5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないです却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

（審査請求の取下げ）

第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第三節 審理手続

（審理手続の計画的進行）

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

（弁明書の提出）

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）

第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

- 2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜^{そうそう}しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

- 2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

(審理手続の終結)

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節 行政不服審査会等への諮問

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

- 一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合
 - 二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合
 - 三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合
 - 四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
 - 五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
 - 六 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
 - 八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない

ない。

- 3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

第五節 裁決

（裁決の時期）

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（処分についての審査請求の認容）

第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

- 2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

（不利益変更の禁止）

第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（不作為についての審査請求の裁決）

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当

該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することが

できない場合には、公示の方法によってすることができる。

- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けべき者に交付する旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（令五法六三・一部改正）

（裁決の拘束力）

第五十二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

- 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。
- 3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。
- 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三章 再調査の請求

（再調査の請求期間）

第五十四条 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(誤った教示をした場合の救済)

第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

- 3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)

第五十六条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあっては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。

(三月後の教示)

第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日（第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

(再調査の請求の却下又は棄却の決定)

第五十八条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

- 2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

(再調査の請求の認容の決定)

第五十九条 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

(決定の方式)

第六十条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

2 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条（第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。）、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条（第三項を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条（第二項を除く。）、第三十九条、第五十一条及び第五十三条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四章 再審査請求

(再審査請求期間)

第六十二条 再審査請求は、原裁判があったことを知った日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、するこ

とができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(裁決書の送付)

第六十三条 第六十六条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第六十六条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁決をした行政庁に対し、原裁決に係る裁決書の送付を求めるものとする。

(再審査請求の却下又は棄却の裁決)

第六十四条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

- 2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。
- 3 再審査請求に係る原裁決（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。
- 4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁決等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(再審査請求の認容の裁決)

第六十五条 原裁決等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。

- 2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十六条 第二章（第九条第三項、第十八条（第三項を除く。）、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十二條、第二十五條第二項、第二十九條（第一項を除く。）、第三十條第一項、第四十一條第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五條から第四十九條まで並びに第五十條第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 再審査庁が前項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十條、第四十二條及び第五十條第二項の規定は、適用しない。

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第一款 設置及び組織

（設置）

第六十七条 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第六十八条 審査会は、委員九人をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第七十条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七十一条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(合議体)

第七十二条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(事務局)

第七十三条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければなら

ない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第三款 雑則

(政令への委任)

第八十条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 地方公共団体に置かれる機関

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

第六章 補則

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなけ

ればならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

(教示をしなかった場合の不服申立て)

第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2 第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。

3 第一項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

(公表)

第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二七年政令第三九〇号で平成二八年四月一日から施行)

(準備行為)

第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

第三条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第六十九条第四項本文の規定にかかわらず、九人のうち、三人は二年、六人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからハまで 略

ニ 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第二百二十四条、第二百五条、第二百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

第百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改

正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年六月一六日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和五年政令第二八四号で令和六年四月一日から施行）

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和七年政令第四一九号で令和八年五月二一日から施行）

（公示送達等の方法に関する経過措置）

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一から十三まで 略

十四 第六十二条の規定による改正後の行政不服審査法第五十一条第三項（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和八年六月二四日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第九条関係）

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十八条	審理員	審査庁
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、

		弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第三十条第三項	審理員	審査庁
	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第三十一条第一項	審理員	審査庁
第三十一条第二項	審理員	審査庁
	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに	審理員	審査庁

第四十一条第一項及び第二項		
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	審理手続を終結したとき
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

別表第二（第六十一条関係）

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	処分庁
--------	--------------------------	------------

	(第二項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。))に掲げる者以外の者に限る。)に、前項において読み替えて適用する	に、第六十一条において読み替えて準用する
	若しくは第十三条第四項	又は第六十一条において準用する第十三条第四項
	聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる	聴かせる
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)	処分庁
第十三条第一項	処分又は不作為に係る処分	処分
	審理員	処分庁
第十三条第二項	審理員	処分庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書	第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書
	第二十一条第二項に規定する審査	第二十二条第三項に規定

	請求録取書	する再調査の請求録取書
第十六条	第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）	再調査の請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁
	当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）	当該行政庁
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	第六十一条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	第五十四条に規定する期間
第十九条の見出し及び同条第一項	審査請求書	再調査の請求書
第十九条第二項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分
第十九条第四項	審査請求書	再調査の請求書
	第二項各号又は前項各号	第二項各号
第十九条第五項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
	審査請求期間	第五十四条に規定する期間
	前条第一項ただし書又は第二項ただし書	同条第一項ただし書又は第二項ただし書

第二十条	前条第二項から第五項まで	第六十一条において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項
第二十三条（見出しを含む。）	審査請求書	再調査の請求書
第二十四条第一項	次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項	審理手続を経ないで、第五十八条第一項
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	処分庁
第二十五条第四項	前二項	第二項
第二十五条第六項	第二項から第四項まで	第二項及び第四項
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第三十一条第一項	審理員	処分庁
	この条及び第四十一条第二項第二号	この条
第三十一条第二項	審理員	処分庁
	全ての審理関係人	再調査の請求人及び参加人
第三十一条第三項及び第四項	審理員	処分庁
第三十二条第三項	前二項	第一項
	審理員	処分庁
第三十九条	審理員	処分庁
第五十一条第一項	第四十六条第一項及び第四十七条	第五十九条第一項及び第二項

第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	参加人
第五十三条	第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件	第六十一条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された証拠書類又は証拠物

別表第三（第六十六条関係）

第九条第一項	第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）	第六十三条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。）
	この節	この節及び第六十三条
	処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	裁決庁等（原裁決をした行政庁（以下この章において「裁決庁」という。）又は処分庁をいう。以下この章において同じ。）
	若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条	又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条
第九条第二項第一号	審査請求に係る処分若しくは	原裁決に係る審査請求に係る処分、
	に關与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは關与することとなる者	又は原裁決に關与した者
第九条第四項	前項に規定する場合において、審	第一項各号に掲げる機関

	査庁	である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。）
	前項において	第六十六条第一項において
	適用する	準用する
	第十三条第四項	第六十六条第一項において準用する第十三条第四項
	第二十八条	同項において読み替えて準用する第二十八条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	第六十六条第一項において読み替えて準用する第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）又は委員会等である再審査庁
第十三条第一項	処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分	原裁決等の根拠となる法令に照らし当該原裁決等
	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第十三条第二項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書	第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条に規定する再審査請求書
	第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	同項において読み替えて準用する第二十一条第二項に規定する再審査請求

		録取書
第十五条第一項、第二項及び第六項	審査請求の	原裁決に係る審査請求の
第十六条	第四条又は他の法律若しくは条例	他の法律
	関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁
第十七条	関係処分庁	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	第六十六条第一項において読み替えて準用する次条に規定する再審査請求書
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	第五十条第三項に規定する再審査請求期間（以下この章において「再審査請求期間」という。）
第十九条の見出し及び同条第一項	審査請求書	再審査請求書
第十九条第二項	処分についての審査請求書	再審査請求書
	処分の内容	原裁決等の内容
	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	原裁決
	処分庁	裁決庁
第十九条第四項	審査請求書	再審査請求書

	第二項各号又は前項各号	第二項各号
第十九条第五項	処分についての審査請求書	再審査請求書
	審査請求期間	再審査請求期間
	前条第一項ただし書又は第二項ただし書	第六十二条第一項ただし書又は第二項ただし書
第二十条	前条第二項から第五項まで	第六十六条第一項において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項
第二十一条の見出し	処分庁等	処分庁又は裁決庁
第二十一条第一項	審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等	再審査請求は、処分庁又は裁決庁
	処分庁等に	処分庁若しくは裁決庁に
	審査請求書	再審査請求書
	第十九条第二項から第五項まで	第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条第二項、第四項及び第五項
第二十一条第二項	処分庁等	処分庁又は裁決庁
	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段）	再審査請求書又は再審査請求録取書（第六十六条第一項において準用する前条後段）
	第二十九条第一項及び第五十五条	第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十九条第一項
第二十一条第三項	審査請求期間	再審査請求期間
	処分庁に	処分庁若しくは裁決庁に

	審査請求書	再審査請求書
	処分についての審査請求	再審査請求
第二十三条（見出しを含む。）	審査請求書	再審査請求書
第二十四条第一項	審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項	審理手続（第六十三条に規定する手続を含む。）を経ないで、第六十四条第一項
第二十五条第一項	処分	原裁決等
第二十五条第三項	処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁	再審査庁
	処分庁の意見	裁決庁等の意見
	執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない	原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる
第二十五条第四項	前二項	前項
	処分	原裁決等
第二十五条第六項	第二項から第四項まで	第三項及び第四項
	処分	原裁決等
第二十五条第七項	第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	第六十六条第一項において準用する第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき（再審査庁が委員会等である再審査庁である場合にあっては、執行停

		止の申立てがあったとき)
第二十八条	処分庁等	裁決庁等
	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第二十九条第一項	審理員は	審理員又は委員会等である再審査庁は、審理員にあつては
	審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない	委員会等である再審査庁にあつては、再審査請求がされたときは第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、速やかに、それぞれ、再審査請求書又は再審査請求録取書の写しを裁決庁等に送付しなければならない
第三十条の見出し	反論書等	意見書
第三十条第二項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第三十条第三項	審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に	審理員又は委員会等である再審査庁は
	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ	、これを再審査請求人及び裁決庁等に
第三十一条第一項から第四項まで	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁

第三十一条第五項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	処分庁等	裁決庁等
第三十二条第二項	処分庁等は、当該処分	裁決庁等は、当該原裁決等
第三十二条第三項及び第三十三条から第三十七条まで	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第三十八条第一項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは	第六十六条第一項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項又は
第三十八条第二項、第三項及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第四十一条第二項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	イからホまで	ハからホまで
第四十一条第三項	審理員が	審理員又は委員会等である再審査庁が
	審理手続を終結した旨並びに次条第一項	審理員にあっては審理手続を終結した旨並びに第六十六条第一項において準用する次条第一項
	審査請求書、弁明書	再審査請求書、原裁決に係る裁決書
	同条第二項及び第四十三条第二項	第六十六条第一項において

		て準用する次条第二項
	を通知する	を、委員会等である再審査庁にあっては審理手続を終結した旨を、それぞれ通知する
	当該予定時期	審理員が当該予定時期
第四十四条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	審理員意見書が提出されたとき（委員会等である再審査庁にあっては、審理手続を終結したとき）
第五十条第一項第四号	第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合において、第一号の主文が審理員意見書と異なる内容であるときは
第五十条第二項	第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合
第五十一条第一項	処分	原裁決等
	第四十六条第一項及び第四十七条	第六十五条
第五十一条第四項	及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	並びに処分庁及び裁決庁（処分庁以外の裁決庁に限る。）
第五十二条第二項	申請を	申請若しくは審査請求を

	棄却した処分	棄却した原裁決等
	処分庁	裁決庁等
	申請に対する処分	申請に対する処分又は審査請求に対する裁決
第五十二条第三項	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等
第五十二条第四項	処分の	原裁決等の
	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等

○行政不服審査法施行令

(平成二十七年十一月二十六日)

(政令第三百九十一号)

行政不服審査法施行令をここに公布する。

行政不服審査法施行令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項（同法第六十一条、第六十六条第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第三十七条第二項、第三十八条第四項及び第五項並びに第四十一条第三項（これらの規定を同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号及び第二号、第七十八条第四項及び第五項、第八十条並びに第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 審査請求（第一条―第十七条）

第二章 再調査の請求（第十八条）

第三章 再審査請求（第十九条）

第四章 行政不服審査会（第二十条―第二十五条）

第五章 補則（第二十六条・第二十七条）

附則

第一章 審査請求

（審理員）

第一条 審査庁は、行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2 審査庁は、審理員が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理員に係る同条第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

（法第九条第三項に規定する場合の読替え等）

第二条 法第九条第三項に規定する場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前条、第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

（代表者等の資格の証明等）

第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「、総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（令三政二九・一部改正）

（審査請求書の提出）

第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。

2 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（令元政一八三・令三政二九・一部改正）

（審査請求書の送付）

第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第八十三条第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し）によってする。

（令元政一八三・一部改正）

（弁明書の提出）

第六条 弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 法第二十九条第五項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によってする。

（令元政一八三・一部改正）

（反論書等の提出）

第七条 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十条第二項に規定する意見書（次項及び第十五条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2 法第三十条第三項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。

（令元政一八三・一部改正）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第八条 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

（通話者等の確認）

第九条 審理員は、法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

（交付の求め）

第十条 法第三十八条第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第三十八条第一項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三 対象書面等又は対象電磁的記録について第十四条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

（交付の方法）

第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

一 対象書面等の写しの交付にあっては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用

紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

- 三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（令元政一八三・一部改正）

（手数料の額等）

第十二条 法第三十八条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 審査庁の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

（令元政一八三・一部改正）

（手数料の減免）

第十三条 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千元を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定

による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第十四条 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

- 2 国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（事件記録）

第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 審査請求録取書
- 二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面
- 三 反論書
- 四 意見書
- 五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録
- 六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- 七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

- 2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。

- 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十六条第一項
- 二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。）

- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十五条第一項
- 四 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第四十八条第一項
- 五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十六条第一項
- 六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百六条（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十条第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第三十五条において準用する場合を含む。）
- 七 採石法第三十四条の五第一項
- 八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第二十九条において準用する場合を含む。）
- 九 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十五条第三項
- 十 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二十条第一項
- 十一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十九条の二第一項
- 十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十三条第一項
- 十三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十条第一項（同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。）
- 十四 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第八十三条第一項
- 十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十条第一項
- 十六 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）第六条第一項
- 十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百八十四条第一項
- 十八 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第三十一条第一項
- 十九 工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二十七条第一項
- 二十 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十六条第一項
- 二十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）第二十条第一項
- 二十二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十九条第一項
- 二十三 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十四条第一項
- 二十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十一条第一項
- 二十五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十条第一項
- 二十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律

第百四十九号) 第九十二条第一項

二十七 砂利採取法第三十九条第一項

二十八 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十一条第一項

二十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項

三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第三十八条第一項

三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項

三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十一条第一項

三十三 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二條第一項

三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だんね}の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項

三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項

三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十一条第一項

三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二十八条第一項

三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第六十四条第一項

三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十四条第一項

四十 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二十一条第一項

四十一 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項

3 法第四十二条第二項の規定による事件記録（審査請求書、弁明書、反論書及び意見書に限る。）の提出は、審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本によってする。

（平二九政四〇・平二九政二〇八・平三〇政七・平三〇政二四一・令元政一八三・令二政二三六・令六政三一五・令七政四一二・一部改正）

（審理員意見書の提出）

第十六条 審理員は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書を提出するときは、

事件記録のほか、法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならない。

(審議会等)

第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十一に規定する資格審査会
- 二 地方社会保険医療協議会
- 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六十七条に規定する登録審査会
- 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二十四条の二に規定する地方港湾審議会
- 五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十二条に規定する登録審査会
- 六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十八条の四に規定する資格審査会
- 七 税理士法第四十九条の十六に規定する資格審査会
- 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の四に規定する土地区画整理審議会
- 九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の三十七に規定する資格審査会
- 十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十九、第四十三条及び第五十条の十四に規定する審査委員並びに同法第五十九条に規定する市街地再開発審査会
- 十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審議会
- 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百三十一条、第百六十一条及び第百七十七条に規定する審査委員並びに同法第百九十条に規定する防災街区整備審査会
- 十三 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会
- 十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第百三十六条、第百六十三条の二十九及び第百八十五条に規定する審査委員
- 十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十条に規定する認証審査参与員

十六 郵政民営化委員会

十七 地方年金記録訂正審議会

- 2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。

(令三政二六五・令七政三八八・一部改正)

第二章 再調査の請求

第十八条 第三条、第四条第二項及び第八条の規定は、再調査の請求について準用する。

この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(令三政二九・一部改正)

第三章 再審査請求

第十九条 第一章（第二条、第六条、第十五条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十七条を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において読み替えて準用する第一条、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）及び第十六条の規定は、適用しない。

第四章 行政不服審査会

(議事)

第二十条 法第七十二条第一項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第二項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 法第七十二条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

- 3 法第七十二条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第二十一条 行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による意見の陳述等)

第二十二條 第八條の規定は、法第七十五條第一項の規定による意見の陳述について準用する。この場合において、第八條中「審理員は」とあるのは「審査会は」と、「審理を」とあるのは「調査審議を」と、「審理関係人」とあるのは「審査関係人」と、「審理員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(提出資料の交付)

第二十三條 第十条から第十四条まで（第十二條第二項第一号及び第十四條第二項を除く。）の規定は、法第七十八條第一項の規定による交付について準用する。この場合において、第十条第一号中「第三十八條第一項」とあるのは「第七十八條第一項」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同條第二号及び第三号並びに第十一条第一号中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第十二條第一項中「第三十八條第四項（同條第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」とあるのは「第七十八條第四項」と、「以下この条及び次条において」とあるのは「以下」と、同條第二項中「審査庁」とあり、並びに第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査会」と、第十四條第一項中「同條第四項の規定により納付しなければならない手数料」とあるのは「手数料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と読み替えるものとする。

(審査会の事務局長等)

第二十四條 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 審査会の事務局に、課を置く。

3 前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

(審査会の調査審議の手続)

第二十五條 この政令に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 補則

(不服申立書)

第二十六條 法第八十三條第二項において法第十九條（第五項第一号及び第二号を除

く。)の規定を準用する場合には、同条第一項中「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き」とあるのは「不服申立て（第八十二条第一項に規定する不服申立てをいう。以下同じ。）は」と、同条第二項第一号中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、同項第二号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同項第三号中「審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）」とあるのは「不服申立てに係る処分」と、同項第四号及び第六号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同条第四項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「第二項各号又は前項各号」とあるのは「第二項各号」と、同条第五項第三号中「審査請求期間」とあるのは「不服申立てをすることができる期間」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する」とあるのは「当該期間内に不服申立てをしなかったことについての」と読み替えるものとする。

- 2 第四条第二項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用する。この場合において、第四条第二項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。

（令三政二九・一部改正）

（総務省令への委任）

第二十七条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年七月二八日政令第二〇八号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年一月二四日政令第七号）

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年八月一〇日政令第二四一号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成三一年一月一日）

附 則 （令和元年一二月一三日政令第一八三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和二年八月五日政令第二三六号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則 （令和三年二月一五日政令第二九号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年九月二七日政令第二六五号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 （令和六年一〇月一一日政令第三一五号）

この政令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

附 則 （令和七年一一月二七日政令第三八八号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年一二月一二日政令第四一二号）

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

（令元政一八三・一部改正）

第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第六条第一項	提出しなければ	提出し、又は作成しなければ
第七条第一項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第八条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第九条並びに第十三条第一項及び第二項	審理員	審査庁

別表第二（第十八条関係）

（令三政二九・一部改正）

第三条第一項	法	法第六十一条において準用する法
第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	処分庁
第四条第二項	審査請求書の正本	再調査の請求書
第八条	審理員は	処分庁は
	審理関係人がある	再調査の請求人又は参加人がある

	審理員及び審理関係人	処分庁並びに再調査の請求人及び参加人
--	------------	--------------------

別表第三（第十九条関係）

（令元政一八三・令三政二九・一部改正）

第一条第一項	第九条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第九条第一項
第一条第二項	法	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法
第三条第一項	法	法第六十六条第一項において準用する法
第四条の見出し	審査請求書	再審査請求書
第四条第一項	審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には	再審査請求書は
第四条第二項	審査請求書	再審査請求書
第五条の見出し	審査請求書	再審査請求書
第五条	第二十九条第一項本文	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第二十九条第一項本文
	審査請求書の送付	再審査請求書の送付
	審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第八十三条第三項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し）	再審査請求書の副本
第七条の見出し	反論書等	意見書
第七条第一項	反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、	法第六十六条第一項において読み替えて準用する
	処分庁等の数に相当する通数の副	裁決庁等の数に相当する通数の副

	本を、それぞれ	本を
第七条第二項	法	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法
	反論書又は意見書	意見書
第八条	審理員は	審理員（再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては、再審査庁。以下同じ。）は
第九条	法	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法
第十条及び第十一条	第三十八条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項
第十二条第一項	第三十八条第四項（同条第六項	第六十六条第一項において準用する法第三十八条第四項（法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第六項
第十三条第一項及び第二項	法	法第六十六条第一項において読み替えて準用する法
	審査請求人等	再審査請求人等
第十三条第三項	審査請求人等	再審査請求人等
第十四条第一項	第三十八条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項
	審査請求人等	再審査請求人等
	同条第四項	法第六十六条第一項において準用する法第三十八条第四項
第十五条第一項	第四十一条第三項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第四十一条第三項
	審査請求録取書	再審査請求録取書

	若しくは特定意見聴取、	、法第六十六条第一項において読み替えて準用する
	法第三十五条第一項	同項において読み替えて準用する法第三十五条第一項
	第三十六条	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十六条
	法第三十七条第一項	同項において読み替えて準用する法第三十七条第一項
	第三十二条第一項	第六十六条第一項において準用する法第三十二条第一項
	第三十三条	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十三条
第十五条第三項	法	法第六十六条第一項において準用する法
	審査請求書、弁明書、反論書	再審査請求書
第十六条	第四十二条第二項	第六十六条第一項において準用する法第四十二条第二項
	第十三条第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第十三条第一項

○法務局における遺言書の保管等に関する政令（抄）

（令和元年十二月十一日）

（政令第百七十八号）

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第十五条 法第十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関

する政令（令和元年政令第百七十八号）第十四条第一項に規定する意見書の副本」とする。

（令元政一八三・一部改正）

附 則

この政令は、法の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。

附 則 （令和元年一二月一三日政令第一八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

参 考

- ・ みよし市令和 4 年答申第 1 号 P 1 ～ 5
- ・ みよし市令和 5 年答申第 2 号 P 6 ～ 1 2

答申第 1 号

諮問第 1 号

件名：狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

みよし市長が、令和 3 年 4 月 8 日付け 2 み令道第 5 3 1 号で行った行政文書不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市情報公開条例（平成 1 3 年三好町条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 3 年 3 月 2 9 日付けで、「狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、令和 3 年 4 月 8 日付けで、「当該行政文書は、環境課における委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず、存在しない。」旨の不開示決定（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、本件不開示決定処分を不服として、令和 3 年 7 月 8 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、行政文書を不開示決定とする法律・条例等の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがあるためというものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和 3 年 7 月 8 日付けの審査請求書及び令和 3 年 1 0 月 8 日付けの反論書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 行政文書を保有していないことによる不開示決定は、条例第1条の目的に基づき開示できる文書がないのであれば認めるが、本件に関して、行政文書を不開示決定とする条例の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、条例上規定がないと拡大解釈することにより、情報は保有しているものの、作成しなければならない行政文書を恣意的に作成せずに、文書が存在していないこととした運用は、条例第3条に違反する。
- (2) みよし市は、不開示理由について「軽微な作業」であったため、行政文書を作成しなかったと主張しているが、文書作成基準となる「軽微な作業」について定めた具体的な基準は一切示さず、また、その基準を閲覧し得るようにすることもなかった。平成29年（2017年）11月20日午後2時より行われた情報開示実施時及びその後においても利便を考慮した適切な措置を講じず、条例についても何ら説明はなかった。このみよし市の一連の行為は、条例第21条第2項及び第22条の規定に違反する。
- (3) みよし市が説明する「軽微な作業」とは、みよし市三好丘桜にある狐洞児童遊園地の道路に沿って設置されているゴミ集積所前に側溝蓋6枚を設置・追加した作業のことである。一方で、平成27年（2015年）5月8日、みよし市が側溝蓋3枚を狐洞児童遊園地南側出入口に設置した際の作業記録は行政文書として存在している。みよし市の責任において管理される側溝蓋について、側溝蓋6枚を設置した際の行政文書は作成していないと主張し、より「軽微な作業」と考えられる側溝蓋3枚を設置した際の行政文書が存在する事実は、整合性に欠け条例を恣意的に運用していると考えざるを得ない。
- (4) みよし市は、弁明書において当時の担当者にも聞き取りを行った上で決定を行っているとは主張しているが、今から4年前である平成29年（2017年）の内容を現在においても説明できることから何らかの情報を未だに保有していると思われる。
- (5) 以上の通り、みよし市の弁明は、納得を得られるだけの十分な理論性と整合性に欠けているばかりか、情報開示に際して具体的な基準も示さず不明確なままである。また、開示請求をしようとする者の利便性を考慮した適切な措置を講じてもない。したがって、本件処分は、条例に違反しており、取り消されるべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を令和3年8月25日付けの弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分は、法律等に基づく処分ではなく、条例に基づく処分であるため、法律等の規定が適用されるものではない。その上で、条例第11条第2項の規定により通知することとされている行政文書不開示決定通知書の「開示しないこ

とした根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄は、条例上の根拠規定等を記載するものであるが、行政文書を保有していないことによる不開示決定の場合は、当然に開示できる文書がないことから、特段条例上規定がないため、今回の決定に当たっては、文書が存在していないことの理由を記載したものである。

- (2) 本市では、家庭ごみの収集及び集積所の清掃業務を業者に委託しており、ごみ収集業務・清掃業務に付随する軽微な作業であって業務委託の契約金額や仕様書の内容に影響しないものについては、迅速かつ効果的に対応するため書面によらず口頭で市と業者間で対応している。今回の側溝蓋の設置・追加について、当時の担当者に聞き取りをしたところ、業務委託の契約金額や仕様書の内容に影響しない軽微な作業であり、口頭で対応したとのことであった。そのため、行政文書不開示決定通知書に「委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず」という不開示理由を記載したものである。

なお、契約金額や仕様書の内容に影響する作業の場合は、変更契約を締結する必要があることから、業務委託に関する事務取扱要領及び設計変更事務取扱要領に基づき、設計変更協議書を作成し、契約者と協議するため、行政文書を作成することとなる。

- (3) 本件不開示決定処分を行うに当たっては、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否確認を行うとともに、上記のように当時の担当者にも聞き取りを行っている。その結果、行政文書の存在を確認できなかったことから、文書不存在の不開示決定を行っているものであり、恣意的な運用がなされているとの指摘にも当たらない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象行政文書について

本件請求の対象は、「狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）」であり、実施機関は、委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得していないことを理由に本件不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、行政文書を不開示決定とする条例の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、条例上規定がないと拡大解釈することにより、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがある旨を主張しているので、本件請求対象行政文書の存否について以下検討する。

(2) 本件請求対象行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件請求に対して、「委託業務内の軽微な作業のため、作成及び取得しておらず、存在しない」旨を主張している。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、業者に委託している家庭ごみの収集及び集積所の清掃業務において、集積所のネットの交換といった業務に付随する軽微な作業で、当該業務の契約金額等に影響しないものについては、電話で作業の報告をさせるなど、普段から口頭で対応しているとのことであり、今回の蓋の設置に関しても電話でやり取りをただけで、特段書面には残していないとのことであった。

ウ また、今回の集積所前の側溝に蓋を6枚設置したのは、委託先の業者が業者の作業の安全性確保のために行ったものであり、また、みよし市は当該蓋の設置に伴い新たな財政負担をしていないことから、委託業務の契約金額等を変更する行政文書も作成していないとのことであった。

エ 以上のことから判断すると、「委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず、存在しない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、他に行政文書の存在を疑わせる事実もない。また、実施機関が行った4(3)の行政文書の探索の範囲も適切なものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、行政文書の存在を具体的に示すものではなく、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

令和3年9月2日	諮問
令和3年9月2日	実施機関から弁明書を受理
令和3年9月3日	審査請求人に弁明書を送付
令和3年10月8日	審査請求人から反論書を受理
令和3年10月8日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和3年10月11日	実施機関に反論書を送付
令和3年11月11日	実施機関から再弁明書等の提出を行わない旨の通知を受理
令和3年12月6日	令和3年度第4回審査会 審議
令和4年2月3日	審査請求人の口頭意見陳述
令和4年2月3日	令和3年度第5回審査会 審議
令和4年6月2日	令和4年度第1回審査会 審議

答申第2号

諮問第4号

件名：「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

みよし市教育委員会が令和4年9月2日付け4み教令生第52号で行った行政文書一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、令和4年8月19日付けで、「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書について、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「1 黒笹公民館建設（建築）工事設計図（協議内容を記した図面）」、「2 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月8日）」及び「3 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月21日）」を特定し、令和4年9月2日付けで、「2 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月8日）」中の「建築事務所の従業員の氏名」を条例第7条第2号の規定に該当するとして不開示とし、その余を開示する一部開示決定（以下「本件一部開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、本件一部開示決定処分を不服として、令和4年9月12日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件一部開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

ア 令和4年3月議会に「黒笹公民館改修工事設計委託費」935万円が一般会計から計上され、その説明文に「令和5年度改修工事費（9350万円）」と記

されていた。みよし市には公民館が8館あり、それぞれ8つの行政区に管理・運用が委ねている。黒笹公民館は8館の中で突出した規模であるが、愛大跡地の住宅開発に絡め増築するとあった。なお、公の施設である公民館をみよし市が直接管理・運営していない現状は、地方自治法に違反している。

イ 審査請求人は令和4年6月7日に、みよし市長及び実施機関に対し「愛大跡地住宅開発に伴う同地区の行政区と小・中学校区帰属とその条件に関し、みよし市と黒笹行政区が交わした協定書や覚書の類の文書」を情報公開請求した。これに対し令和4年6月20日付でみよし市長より、①愛知大学跡地住宅地の黒笹区編入について（令和元年11月11日付け行政区発出文書）、②愛知大学跡地住宅地の黒笹区編入に係る課題に対する対応について（令和元年12月25日付けみよし市発出文書）、③愛知大学跡地住宅開発区域の黒笹区への編入に関する課題に対する対応について（要望）（令和2年3月24日付け行政区発出文書）、の3点が一部開示決定された。なお、実施機関からは対象文書不存在の通知があった。

ウ 文書①には黒笹区長による7点の課題が記され、その最初に「編入に伴う評議員の増加に伴う公民館の改修は、市の責任で実施すること」とあった。この要望に対し、みよし市長は文書②で「必要な改修が実施できるよう市が支援します。改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」とあった。なお、文書②の正式名称は市民協働部協働推進課を連絡先とする「31三協第290号」である。

エ 審査請求人は令和4年8月19日に、みよし市長に対し「「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と結果を記した文書」の情報公開請求を行った。その後、「今後協議」の所管が協働推進課ではなく、教育委員会生涯学習課である旨の連絡があり、情報公開請求先を実施機関に改めた。この情報公開請求に対し、令和4年9月2日付で実施機関より、④黒笹公民館建設（建築）工事設計図（協議内容を記した図面）、⑤黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月8日）、⑥黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月21日）、の3点が一部開示決定され、9月8日に受け取った。

オ 文書⑤及び文書⑥は、令和4年3月議会で黒笹公民館改修工事設計委託費の予算が承認された後の文書である。文書④は令和4年3月議会以前の文書であるが、わずか2枚の図面に過ぎない上、黒笹行政区との協議に使用したとしながら、作成日や使用日の特定もされていない。「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」とありながら、「3月議会の予算提出時までの協議記録を出さないのは何故か」と文書受取り時に担当職員に質したところ、前任の担当者に問い合わせたが該当文書はこれしかないとの返事であったという。

カ 自治体が外部組織・団体と協議・会合を持つ場合、会議名、会議日時、会議場所、会議出席者、会議内容、主な意見及び結果を記した報告書を、関連資料・図面を添付した上作成するのが、行政運営の伊呂波である。審査請求人は、「3月議会の予算提出時までの協議記録」は本来存在するが、公開すると（市に）不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、文書不存在としたと推測せざるを得ない。掛かる行為は、条例の存在と意義を踏みにじるものであり、審査請求人として認めることはできない。よって決定通知書記載の3点の文書以外に情報公開請求対象文書が存在すると思われるため、請求趣旨のとおり要求する。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和4年9月12日付けの審査請求書、令和4年11月14日付けの反論書及び令和5年1月10日付けの再反論書並びに令和5年6月29日実施の口頭意見陳述から要約すると、次のとおりである。

(1) 文書②で「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」としながら、「3月議会の予算提出時までの協議記録を出さないのは何故か」と実施機関の職員に質したところ、該当の文書は文書④のみであるとの回答であったが、令和4年3月議会以前の文書である文書④は、わずか2枚の図面に過ぎない上、黒笹行政区との協議に使用したとしながら、作成日及び使用日の特定もされていない。

(2) 自治体が外部組織等と協議等を行う場合、会議名、会議日時、会議内容、結果等を記した報告書を、関連資料等を添付した上作成するのが、行政運営の伊呂波である。

市長部局のみよし市職務権限規程（昭和50年三好町規程第1号。以下「職務権限規程」という。）第24条に、「事務の管理執行に当たり、決定を得なければならない案件事項については、起案者が決定書等により起案し、検討者の検討を受けたうえ、決定者の決定を受けるものとする」とあり、決定書作成の対象として、別表第1の「3事務の執行」に「4国、県、市町村その他公共団体及び関係団体との連絡調整及び協議」が挙げられている。また、教育委員会部局においても、みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程（平成16年三好町教育委員会規程第1号。以下「決定権限規程」という。）に同様の定めがある。

(3) 「31三協第290号」にある「黒笹公民館の改修の内容及び時期等の詳細についての協議」は、上記職務権限規程及び決定権限規程（以下「職務権限規程等」という。）により、決定書作成の義務を負う。令和4年10月28日付けの弁明書（以下「弁明書」という。）には「現状の黒笹公民館建設（建築）工事設計図に担当課において便宜的に改修案を記載したものを黒笹行政区に渡し、後日、当

該図面に黒笹行政区の要望が反映されたものを受理したことから、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしておらず、当該図面に作成日及び使用日の記載はなく、会議録は作成していない」とあるが、「連絡調整」も決定書作成義務の範疇である。

- (4) そのため、本件一部開示決定処分により開示された行政文書（以下「本件開示行政文書」という。）以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を弁明書及び令和4年12月14日付けの再弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 黒笹公民館の改修に当たっては、主たる利用者となる黒笹行政区の要望を聞き取るため、現状の黒笹公民館建設（建築）工事設計図に担当課において便宜的に改修案を記載したものを黒笹行政区に渡し、後日、当該図面に黒笹行政区の要望が反映されたものを受理したことから、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしておらず、当該図面に作成日及び使用日の記載はなく、会議録は作成していない。
- (2) 審査請求人は、職務権限規程等により実施機関の職員は決定書作成の義務を負う旨を反論するが、上記(1)のとおり黒笹公民館の改修に当たっては、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしていないため、「決定を得なければならない案件事項」には該当せず、会議録を作成しないものであることから、職務権限規程等に基づく決定書は作成していない。
- (3) 審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張するが、そのような事実はなく、また、審査請求人からは、そのような事実が推測されるような具体的な証拠も示されていない。
- (4) 本件一部開示決定処分を行うに当たっては、令和3年度当時の担当者及び行政区所管課担当者への聴き取りのほか、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否確認も行っており、開示決定した文書以外に開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

5 審査会の判断

- (1) 本件一部開示決定処分の妥当性について

本件請求の内容は、「「31三協第290号」にある文章「改修の内容及び時期等の詳細については、今後協議させていただきます」中の「今後協議」の記録と

結果を記した文書」であり、実施機関は、対象行政文書として「1 黒笹公民館建設（建築）工事設計図（協議内容を記した図面）」、「2 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月8日）」、「3 黒笹公民館改修工事の打ち合わせ（令和4年7月21日）」を特定し、本件一部開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張している。

当審査会は、行政文書の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的及び規定の内容に照らして妥当であるかを審査するものであり、その判断は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）により付与された権限の範囲内で行うべきものである。

以上の考え方を基本とした上で、本件一部開示決定処分の妥当性について検討する。

(2) 決定書の作成について

ア 審査請求人は、自治体が外部組織等と協議等を行う場合、会議内容等を記した報告書を作成するのが、行政運営の伊呂波であり、職務権限規程等の規定により、実施機関は決定書の作成義務を負っていると主張している。

イ これに対し、実施機関は、当事者が直接相対し、意見交換を行う協議まではしていないため、会議録は作成していないと主張している。

ウ この点について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、黒笹行政区との改修内容、図面等のやり取りは、電話又は窓口での図面の受け渡し程度で、書面までは残していないとのことであった。また、当事者が直接相対し、意見交換等を行う協議まではしていないことから、職務権限規程等にある「決定を得なければならない案件事項」には該当しないため、会議録の作成義務はなく、決定書は作成していないとのことであった。

エ 実施機関が上記のやり取りについて決定書を作成しなかったことの当否は別として、この実施機関の説明については、特段不自然、不合理な点は認められないと考える。

(3) 本件請求対象行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件一部開示決定処分を行うに当たっては、令和3年度当時の担当者及び行政区所管課担当者への聴き取りのほか、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否確認も行っており、その行政文書の探索の範囲は、適切なものと認められる。

イ 審査請求人は、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在するが、公開すると市に不都合が生じると市長及び実施機関が判断し、行政文書を不存在としたと推測せざるを得ないと主張している。

ウ しかしながら、審査請求人からは、上記の主張を裏付ける具体的な資料が証

拠として示されていない。

(4) 以上のことから、本件開示行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書が存在したという確たる証拠がなく、ほかに行政文書の存在を推認させる具体的な事実もない以上、当審査会としては、行政文書が存在すると認めることはできない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、行政文書の存在を具体的に示すものではなく、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

令和4年10月28日	諮問
令和4年10月28日	実施機関から弁明書を受理
令和4年10月28日	審査請求人に弁明書を送付
令和4年11月14日	審査請求人から反論書を受理
令和4年11月14日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和4年11月14日	実施機関に反論書を送付
令和4年12月14日	実施機関から再弁明書を受理
令和4年12月16日	審査請求人に再弁明書を送付
令和5年1月10日	審査請求人から再反論書を受理
令和5年1月11日	実施機関に再反論書を送付
令和5年2月10日	実施機関から再々弁明書の提出を行わない旨の通知を受理
令和5年4月27日	令和5年度第1回審査会 審議
令和5年6月29日	審査請求人の口頭意見陳述
令和5年6月29日	令和5年度第2回審査会 審議
令和5年8月24日	令和5年度第3回審査会 審議

資料一覧

資料 行政文書開示決定処分に関する審査請求の経過等について

行政文書開示決定処分に関する 審査請求の経過等について

- 1 審査請求の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2
- 2 審査請求の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～37

- 1 審査請求の経過（非公開）
- 2 審査請求の提出書類（非公開）